

# ～ 定期健康診断のご案内 ～

企業は従業員に対して年1回(深夜業務の方は年2回)、定期的に健康診断を受診させることが法令で義務付けられており、従業員の健康管理は企業にとっては重要な位置づけとなっております。

また、当所の健康診断では従業員のみでなく、代表者・役員についても受診いただくことができ、同価格で受診できます。この機会に是非ご利用いただき、健康管理・健康経営にお役立てください。

<b>集合健診</b>	<p>① 平成29年12月5日(火)      ② 平成30年2月6日(火)</p> <p>八尾商工会議所を会場としてご受診いただく健康診断です。 実施場所：八尾商工会議所 受付時間：8時30分～11時30分 申込締切：①平成29年11月17日(金) ②平成30年1月19日(金) ※但し、定員に達し次第締め切りとさせていただきます。</p>
<b>巡回健診</b>	<p>20名以上のお申込みで、出張健診サービスを行っております。 日程・時刻は調整のうえ、(医)恵生会より連絡いたします。 ※健診車の駐車スペースがない場合や道路事情等により巡回検診をご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。 ※巡回健診については随時受付をしております。受診希望日の約2～3ヶ月前までにお申し込みください。</p>

	<b>(イ) 総合健診 6,580円(税込) / 1名</b>	<b>(ロ) 2,050円(税込) / 1名</b> ※下記注意事項参照
<b>健診内容</b>	<p>①診察(自覚・他覚症状)      ⑥胸部エックス線検査 ②身長・体重・視力      ⑦心電図検査 ③聴力      ⑧血液検査 ④血圧測定      (肝機能・貧血・空腹時血糖・脂質) ⑤尿検査(糖・蛋白)      ⑨腹囲測定</p>	左記健診項目から ⑦～⑨を省略
<b>オプション健診</b>	<p>[大腸がん検査(2回法)] 1,620円(税込) / 1名 [特殊健康診断]①有機溶剤 ②じん肺検診 ③鉛検診 他 ※料金につきましては裏面をご参照ください</p>	

### ※注意事項

※35才(昭和57年4月1日生～58年3月31日生)及び40才以上(昭和52年4月1日生～)の方は必ず「(イ)総合」を受診してください。上記以外の年齢の方については、医師が必要でないと思えるときは「(ロ)」の項目で受診することができます(労働安全衛生規則第四十四条三項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準による)。但し、健診当日において医師の判断により健診項目を追加する場合があります。その際には追加料金が発生する場合がございますので予めご了承ください。

- 有機溶剤・特定化学物質を業務で取り扱う従業者は6ヶ月以内ごとに1度、該当する健康診断を受診する義務が発生する場合があります
- 粉じん作業に従事する従業者は該当する健康診断を受診する義務が発生する場合があります
- 正社員の週所定労働時間の3/4以上働くパートタイム労働者は1年に1度、健康診断を受診する義務があります
- 深夜業(午後10時～午前5時)に6ヶ月平均して月4回以上従事される労働者は年2回、健康診断を受診する義務があります(但し、胸部エックス線検査につきましては年1回のみで足りることとされています)

※詳細につきましては下記お問い合わせ先までご連絡ください

### お申込み・お問い合わせ先

八尾商工会議所 業務課(健康診断担当)  
〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6 TEL072-922-1181 FAX072-922-8828

### ～ご案内～

八尾商工会議所の健康診断は、個人票作成、実施から健診結果・請求書作成までを(医)恵生会に委託しています。八尾商工会議所にてお申込み受付後、事務連絡等で(医)恵生会の担当者より連絡をさせていただきますので、ご了承頂きますようお願いいたします。

📄 裏面の申込書に記入のうえ、当所まで郵送またはFAXでご送付ください。